

エコエコライフかのをや推進事業 をご活用ください

地球温暖化対策第3弾。今回は「エコハウス設備や電動アシスト自転車の補助制度」についてです。
市では、地球温暖化対策として、エコハウス設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム、高効率給湯器）の設置補助や電動アシスト自転車の購入補助を行っています。ぜひ、ご活用ください。
ただし、予算の範囲内で実施しますので、受付を申請期限前に終了する場合があります。

【問い合わせ・申請先】市生活環境課 ☎ 0994-31-1115

一般家庭で、4kWの太陽光発電システムを設置した場合
国・県・市合わせて、52万円の補助があります。

【エコハウス設備の設置補助】

市では、地球温暖化の防止を進めるため、住宅への太陽光発電システム、太陽熱温水器、エコキュートなどの設置に対し、補助を行っています。



住宅用太陽光発電システム

●補助対象者＝以下の全ての要件を満たす人

- ①市内に住所を有する人で原則として世帯主
- ②市税を滞納していない人
- ③申請者又は同居人が所有し、かつ居住する市内の住宅（新築住宅を含む）に、下表のエコハウス設備を、市内業者から購入して設置した人

●申請期限＝平成22年3月31日（水）

●申請場所＝市生活環境課

●エコハウス設備の種類、補助額など

種別	補助額・予定数	補助対象機種（新品に限ります）
住宅用太陽光発電システム	3万円/kW （上限10万円） 概ね50件	①10月1日以降に設置したもの（九州電力との電力受給契約日が設置日） ②国の補助金の交付確定を受けたもの ※国の補助金の交付確定日から60日以内に申請してください。
太陽熱利用システム ・太陽熱温水器 ・ソーラーシステム	2万円 概ね20件	①10月1日以降に購入したもの（保証書発行日が購入日） ②財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けたもの ※購入日から60日以内に申請してください。
高効率給湯器 ・エコキュート ・エコジョーズ ・エコフィール ・エコウィル	2万円 概ね180件	①10月1日以降に購入したもの（保証書発行日が購入日） ②国の補助金の交付対象機種であるもの（補助金交付の有無は問いません） ※対象機種については施工業者等にお問い合わせいただくか、以下の各団体ホームページでご確認ください。 【エコキュート】一般社団法人日本エレクトロヒートセンター 【エコジョーズ、エコウィル】日本LPガス団体協議会 【エコフィール】石油連盟 ※購入日から60日以内に申請してください。

●申請に必要な書類

共通	太陽光発電システム	太陽熱利用システム 高効率給湯器
<ul style="list-style-type: none"> ①交付申請書 ②領収書の原本及び写し ③設置状態が確認できる写真 ④市税の滞納がない旨の証明書（3か月以内に発行されたもの、転入者は従前の市町村発行のもの） ⑤エコレポート（設置前1年間の電気使用量等を記入したもの） ⑥申請人名義の預金通帳及び印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> ①国の太陽光発電補助金の交付確定通知書の原本及び写し ②九州電力との電力受給契約書の原本及び写し ③国の補助金の実績報告書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ①保証書の原本及び写し



太陽熱温水器



エコキュート

※原本については、申請時に確認のうえ、その場で返却します。

●注意点

○1世帯につき1設備・1回限りの補助となります。

※例えば、太陽光発電とエコキュートを設置する場合は、太陽光発電のみを対象とします。

国や県の補助事業もご活用ください

国・県の補助金は設置前の申請が条件となります。ご注意ください。
※詳しくは施工業者等にお問い合わせください。

名称	国	県
太陽光発電システム	70,000円/kW （上限10kW）	35,000円/kW （上限10kW）
エコキュート	上限 41,000円/台	—
エコジョーズ エコフィール	上限 22,000円/台	—
エコウィル	上限 124,000円/台	—

【電動アシスト自転車の購入補助】

市では、地球温暖化対策として、自動車使用から自転車使用への転換を促進するとともに、市民の健康増進を推進するため、電動アシスト自転車の購入補助を行っています。



電動アシスト自転車

●補助対象者＝以下の全ての要件を満たす人

- ①電動アシスト自転車を購入した日及び補助金交付申請をした日に市内に住所を有し、居住している人
- ②市税を滞納していない人
- ③大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を有していること
- ④10月1日以降、市内に所在する店舗でT Sマークが貼付されている電動アシスト自転車（道路交通法施行規則第1条の3に規定する自転車）を購入した人

●補助額＝1台あたり1万5千円

※1世帯につき1台限り

●補助件数＝概ね100台

●申請期限＝平成22年3月31日（水）

●申請場所＝市生活環境課

●申請に必要な書類

- ①交付申請書
- ②自動車運転免許証の写し
- ③電動アシスト自転車の保証書の原本及び写し
- ④電動アシスト自転車の領収書の原本及び写し
- ⑤T Sマークの番号が確認できるもの
- ⑥市税の滞納がない旨の証明書（3か月以内に発行されたもの、転入者は従前の市町村発行のもの）
- ⑦申請人名義の預金通帳及び印鑑

※原本については、申請時に確認のうえ、その場で返却します。